

四日市市告示第 558 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 11月 7日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整 理 番 号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	赤堀31号線	赤堀一丁目2274-10 赤堀一丁目2274-8	6.0～10.3	33.3
2	八王子27号線	八王子町字出雲1377-19 八王子町字出雲1377-22	6.0～13.0	50.2
3	川北64号線	川北一丁目116-1 川北一丁目116-6	5.0～7.8	34.9
4	垂坂64号線	垂坂町字坂下1782 垂坂町字坂下1809	4.1～8.7	64.0
5	垂坂65号線	垂坂町字北山田1980-1 垂坂町字北山田1980-1	9.0～14.0	44.0